

令和4年度版

(令和3年度実績)

# しらおいの環境

～人と自然が共生した、安心して住みよい生活環境のまち～



白 老 町

## しらおい環境のまち宣言

私たちのまち白老は、ポロトの森に代表される豊かな自然の中で、個性ある歴史と文化を育んできました。

私たちは、このかけがえのない環境を守り、将来に向けて引き継いでいく責任があります。

私たちは、ここに自然とすべての生き物が共生できるまちを目指し「環境を大切にするまちしらおい」を宣言し、次のことを実行します。

- 1 私たちは、澄んだ空気と水、そして豊かな緑を大切にし、環境にやさしいまちをつくります。
- 1 私たちは、ごみの減量化、リサイクルの推進、エネルギーの節約に努め、限りある資源を大切にします。
- 1 私たちは、毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを学び、環境を良くすることを考え、行動します。

## は じ め に

私たちのまち白老は、緑あふれる山々、谷間から流れ落ちる水は滝と成し、清らかな川の水は大地を潤し、湖や沼、湿原を作り、そして紺碧に輝く太平洋へ注いでいます。この豊かな自然は先人たちが育んできた歴史・文化のもと、良好な都市環境を築き上げ今日まで維持してきました。

近年の私たちの生活は、科学技術や社会経済の目まぐるしい発展に伴い、利便性に富んだ豊かな生活スタイルへと変化してきましたが、地球環境は地球温暖化の影響とも考えられる異常気象や集中豪雨などによる甚大な被害が頻繁に発生しているほか、プラスチックごみによる海洋汚染や生物多様性の損失など、地球規模での環境問題が非常に増えてきています。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、良好な環境を将来に引き継ぐ責任と義務があります。私たち自身も生態系の一員であり、享受できる環境には限りがあるとの認識に立ち、人と自然との共生を基本として、持続的発展が可能な循環型社会を築いて行く必要があります。

本町では、平成10年10月に「白老町環境基本計画」を策定し、環境に対する基本的な方向性を示した「白老町環境基本条例」を平成16年9月に制定。そして、平成16年10月には「環境を大切にすまち しらおい」を目指し、町民、事業者そして行政が一体となって地球環境の保全と、まちづくりに取り組むため、「しらおい環境のまち」を宣言しました。令和4年3月には白老町環境基本計画を見直して「白老町環境基本計画」（第3期）を改訂しました。

また、今後とも、人と自然が共生した、安心して住みよい生活環境のまちを目指し、町民の皆さまと一体となって環境の保全と創造に取り組んでまいりたいと考えています。

この「しらおいの環境」は、令和3年度における本町の環境の概要をとりまとめたものです。

町民の皆さまに、白老の環境についての現状を知っていただき、身近な環境問題に少しでも関心を持っていただくとともに、地球への環境負荷を減らすための行動を共に実践していただくことを願っております。

令和5年1月

白老町長 戸田 安彦

# 目 次

第1章 総論	1
第1節 白老の概況	1
1 位置	1
2 他勢	1
3 気候	1
4 人口	1
5 産業	1
6 都市環境	2
第2章 公害の現況	3
第1節 大気汚染	3
1 法・道条例による特定施設の届出状況	3
2 大気汚染測定地点配置図	4
3 二酸化硫黄濃度測定結果	5
4 二酸化窒素濃度測定結果	6
5 浮遊粒子状物質濃度測定結果	7
第2節 水質汚濁	8
1 法による特定施設の届出状況	8
2 河川・湖沼	9
3 海域	11
4 地下水	12
5 ゴルフ場排水	12
第3節 騒音・振動	
1 法・道条例による特定施設の届出状況	13
2 自動車騒音測定結果	16
3 環境騒音測定結果	17
第4節 悪臭	18
1 道条例による特定施設の届出状況	18
2 悪臭測定調査結果	19
第5節 ダイオキシン類	20
1 法による特定施設の届出状況	20
第6節 公害防止協定	21
1 公害防止協定に基づく測定結果	21
第7節 公害苦情の現況	22
1 苦情対応の現状	22

第3章 自然環境保全の現況	23
第1節 地域や記念保護樹木の指定	23
1 優れた自然地域・身近な自然地域	23
2 記念保護樹木	23
第2節 野生鳥獣保護の現況	23
1 鳥獣保護区及び銃猟禁止区域	23
2 鳥獣保護の状況	23
参考資料	
環境基準	24
1 大気汚染に係る環境基準	24
2 水質汚濁に係る環境基準	24
3 騒音に係る環境基準	26
4 悪臭防止法に係る規制基準	27

# 第1章 総論

## 第1節 白老町の概況

### 1 位置

白老町は、北海道の南西部、胆振支庁管内のほぼ中央に位置し、総面積425.64k㎡、東西28.0km、南北26.4kmの行政区域を有しています。東は苫小牧市、西は登別市、南は太平洋をのぞみ、北部は千歳市、伊達市、壮瞥町に接しています。

主要交通幹線は、海岸線沿い国道36号に平行して道央自動車道が通り、それと交差するように南北方向には主要道道白老大滝線が通っています。

また、鉄道はJR北海道室蘭本線（駅6箇所）が東西に町を貫いているほか、地方港湾白老港が整備されているなど交通アクセスに恵まれています。

### 2 地勢

町の南東から南西にかけては太平洋沿いに広がる平野で、東端から別々川・社台川・白老川・ブウベツ川・ウヨロ川・フシコベツ川・敷生川・メップ川・アヨロ川など数多くの水量豊かな中小河川が流れ、その流域の平野部には人家が集まり市街地を形成しています。

また、北東から北西にかけては、樽前山（1,041m）・白老岳（968m）・ホロホロ山（1,322m）・オロフレ山（1,231m）などが連なり、山岳地帯の大部分は国有林です。

これらのほとんどが支笏洞爺国立公園に属し、倶多楽湖・ポロト湖など、自然環境に恵まれた町です。

### 3 気候

本町の気候は、北海道の中にあっては、比較的温暖な海洋性気候に恵まれた地域で、過去10年の平均気温は年平均8.1℃程度で、最高気温は33.3℃、最低気温は-18.4℃です。

風向きは、春から夏にかけて西風と南風、秋から冬にかけては北西の風が多く、風速は年平均2.78m/sです。6月から8月にかけては、海霧が多く発生するため日照時間が少なくなり冷涼な気候となりますが、秋は長く安定した気候が続きます。

降水量は年平均1,462.7mmと比較的多く、中でも山間部に位置する森野地区は道内でも有数の豪雨集中地帯として知られ、春から秋の降水量が多いのに対して、冬は降水量が極めて少ない状況となっています。

※ 参考データ：気象庁気象統計情報より

### 4 人口

男性	7,542人	(↓156人)	※（）内は前年度同月対比増減
女性	8,334人	(↓205人)	
合計	15,876人	(↓361人)	
世帯数	9,283世帯	(↓99世帯)	

※ R4.3.31現在：（）内は前年比

### 5 産業

第1次産業人口	第2次産業人口	第3次産業人口	事業所数	製造品出荷額
721	1,923	4,308	47	654億862万円

※ 産業人口は平成27年国勢調査による。事業所数、製造品出荷額は令和元年工業統計調査

## 6 都市環境

### (1) 上水道普及率

※上下水道課 決算書

区分 年度	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	給水普及率 (%)	給水可能区域面積 (ha)	導配水管延長 (m)
29	16,952	16,840	98.5	99.3	4,652	267,290
30	16,647	16,543	98.5	99.3	4,652	307,464
R1	16,333	16,228	98.5	99.4	4,652	307,498
R2	16,089	15,978	98.4	99.3	4,652	306,791
R3	15,769	15,689	98.8	99.5	4,652	306,761

### (2) 公共下水道普及率

※上下水道課 決算書

区分 年度	認可面積 a (ha)	整備済面積 b (ha)	整備率 b/a (%)	水洗化済人口 c (人)	整備区域内人口 d (人)	水洗化率 c/d (%)
29	1,064.40	779.18	73.20	14,692	15,635	93.97
30	1,064.40	779.18	73.20	14,379	15,307	93.94
R1	1,064.40	779.18	73.20	14,111	14,998	94.09
R2	1,064.40	842.38	79.14	13,935	14,735	94.57
R3	1,062.40	842.38	79.29	13,515	14,333	94.29

### (3) し尿収集・処理状況

※浄化槽分含む

※一般廃棄物処理実態調査（環境省データ）

区分 年度	収集対象人口 (人)	収集量 (kℓ)		1人1日当たり 排出量 (ℓ)	年間処理量 (kℓ)
		年間	1日当たり		
29	2,092	4,721	12.9	6.18	4,721
30	1,892	4,713	12.9	6.82	4,713
R1	1,834	4,709	12.9	7.03	4,709
R2	1,724	4,784	13.1	7.60	4,784
R3	1,748	4,816	13.2	7.55	4,816

### (4) ごみ収集・処理状況

※一般廃棄物処理実態調査（環境省データ）

区分 年度	収集対象		排出量 (t)		一人一日当たりのごみ 排出量 (g)
	人口	世帯	年間	1日当たり	
29	17,436	9,587	6,591	18.1	1,036
30	16,797	9,417	6,526	17.9	1,064
R1	16,471	9,374	6,216	17.0	1,034
R2	16,237	9,382	6,294	17.2	1,062
R3	15,876	9,283	6,136	16.8	1,059

### (5) 不法投棄処理実績

※各年度末現在の回収件数

区分 年度	29	30	R1	R2	R3
回収件数 (件)	126	115	89	108	98
回収量 (kg)	20,880	21,770	16,600	34,440	22,080

## 第2章 公害の現況

### 第1節 大気汚染

大気汚染とは、工場・事業場などから排出される汚染物質や自動車の排気ガスが大気中に放出され人の健康や動植物の生態に悪影響を及ぼすような大気の状態をいいます。汚染物質としては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、オキシダント、一酸化炭素などがありますが、白老町では、北海道で旧白老小学校敷地内に白老測定局を設置し、二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子物質を測定しています。

#### 1 法・道条例による特定施設の届出状況（令和4年3月31日現在）

##### （1）大気汚染防止法に基づく届出

###### ばい煙発生施設

特定施設の種類	施設数
ボイラー	41
焼成炉	1
乾燥炉	1
廃棄物焼却炉	0
施設合計	43
事業所数	28

###### 粉じん発生施設

特定施設の種類	施設数
堆積場	14
ベルトコンベア	42
破碎機	14
ふるい	9
施設合計	79
事業所数	10

##### （2）電気事業法に基づく特定施設の届出

特定施設の種類	施設数
非常用予備発電設備	2
発電機	3
ボイラー	10
施設合計	15
事業所数	3

##### （3）北海道公害防止条例に基づく届出

特定施設の種類	施設数
原材料等置場	4
ベルトコンベア及びバケットコンベア	122
破碎機及び摩砕機	10
ふるい	13
分級機	1
セメントサイロ及びセメントホッパー	1
製粉機	0
乾式繊維板製造施設及び削片板製造施設並びにチップパー	7
混合施設及び調合施設並びに包装施設	0
ミキシングロール	0
施設合計	158
事業所数	12



## 2 大気汚染測定地点配置図

### (1) 白老測定局（北海道）



※大気汚染観測結果データについて  
北吉原測定局は平成25年度末で閉鎖したため、平成25年度までは北吉原測定局、平成26年度からは白老測定局のデータになります。

### 3 二酸化硫黄濃度 (SO<sub>2</sub>) 測定結果

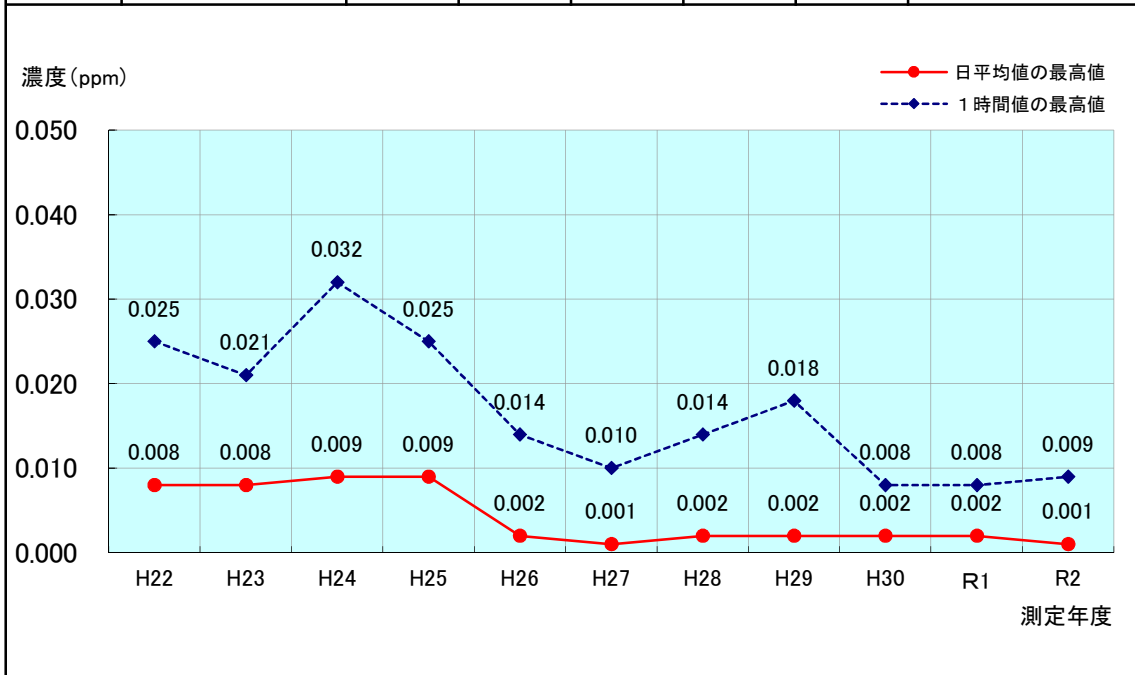
北吉原測定局及び白老測定局で実施している常時測定の結果では、この10年間、1時間値の1日平均値(基準値0.04ppm)、1時間値(基準値0.1ppm)ともに環境基準を下回っており、経年変化についても低い値のまま、ほぼ横這いで推移しています。

#### 二酸化硫黄 (ppm)

環境基準	「1時間値の1日平均値」が0.04ppm以下であり かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
------	--

年度	年平均 ppm	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値 ppm	日平均値 の最高値 ppm	日平均値 の年間 2% 除外値 ppm	日平均値が 0.04ppmを超えた 日が2日以上連 続したかの有無 有:× 無:○
		時間	%	日	%				
28	0.000	0	0.0	0	0.0	0.014	0.002	0.002	○
29	0.001	0	0.0	0	0.0	0.018	0.004	0.002	○
30	0.000	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	0.002	○
R1	0.000	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	0.002	○
R2	0.000	0	0.0	0	0.0	0.009	0.001	0.001	○

測定年度	H22~H27	H28	H29	H30	R1	R2	備 考
年平均値	0~0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	
日平均値 の最高値	0.001~0.009	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	H24・25過去最大
1時間値 の最高値	0.01~0.032	0.014	0.018	0.008	0.008	0.009	H24過去最大



#### 4 二酸化窒素 (NO2) 濃度測定結果

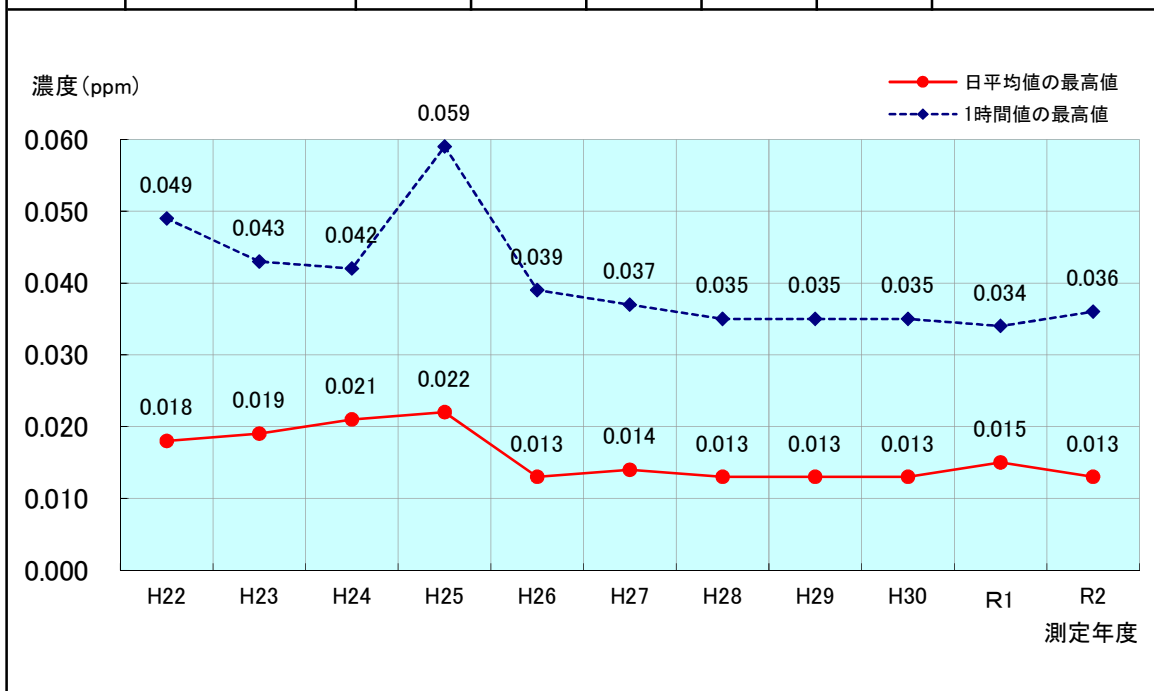
北吉原測定局及び白老測定局で実施している常時測定の結果では、この10年、1時間値の1日平均値が環境基準を下回り、経年変化についても、低い値のままほぼ横這いで推移しています。

##### 二酸化窒素 (ppm)

環境基準	「1時間値の1日平均値」が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
------	---

年度	年平均 ppm	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 ppm	日平均値の最高値 ppm	日平均値の年間98%値 ppm	備考
		時間	%				
28	0.005	0	0.0	0.035	0.013	0.011	
29	0.005	0	0.0	0.042	0.014	0.010	
30	0.005	0	0.0	0.038	0.012	0.011	
R1	0.005	0	0.0	0.034	0.014	0.010	
R2	0.004	0	0.0	0.036	0.013	0.010	

測定年度	H22~H27	H28	H29	H30	R1	R2	備考
年平均値	0.005~0.009	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	22・23過去最大
日平均値の最高値	0.013~0.022	0.013	0.013	0.013	0.015	0.013	H25過去最大
1時間値の最高値	0.037~0.059	0.035	0.035	0.035	0.034	0.036	H25過去最大



## 5 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度測定結果

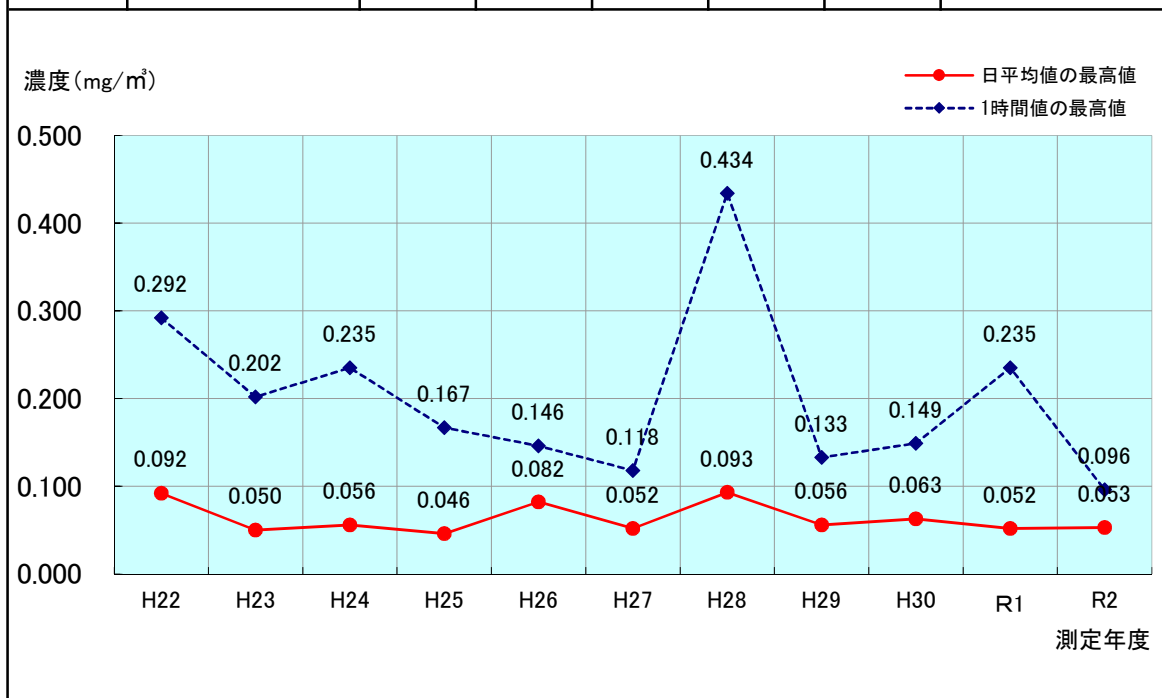
北吉原測定局及び白老測定局で実施している常時測定の結果について、この10年間に於いて環境基準を超過したデータが観測されていますが、その主な原因としては黄砂などの自然現象による影響が考えられます。

### 浮遊粒子状物質 (mg/m<sup>3</sup>)

環境基準	「1時間値の1日平均値」が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下でありかつ、「1時間値」が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること
------	---

年度	年平均 ppm	1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 ppm	日平均値の最高値 ppm	日平均値の年間2%除外値 ppm	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続したことの有無 有：× 無：○
		時間	%	日	%				
28	0.013	0	0.0	0	0.0	0.434	0.093	0.038	○
29	0.013	0	0.0	0	0.0	0.133	0.056	0.034	○
30	0.014	0	0.0	0	0.0	0.149	0.063	0.043	○
R1	0.014	1	0.0	0	0.0	0.235	0.052	0.037	○
R2	0.011	0	0.0	0	0.0	0.096	0.053	0.028	○

測定年度	H22～H27	H28	H29	H30	R1	R2	備考
年平均値	0.011～0.015	0.013	0.013	0.014	0.014	0.011	H26過去最大
日平均値の最高値	0.046～0.092	0.093	0.056	0.063	0.052	0.053	H28過去最大
1時間値の最高値	0.118～0.292	0.434	0.133	0.149	0.235	0.096	H28過去最大



## 第2節 水質汚濁

公共用水域の監視は、水質汚濁防止法第16条に基づき、環境基準類型指定水域を対象に北海道が毎年度策定する水質測定計画により、白老町も水質測定を分担して行っていますが、町独自でも河川や湖沼での水質測定を行っています。

### 1 法による特定施設の届出状況（令和4年3月31日現在）

#### (1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出

特定施設の種類	施設数
鉱業又は水洗炭業の用に供する施設	2
畜産農業又はサービス業の用に供する施設	2
水産食料品製造業の用に供する施設	49
保存食料品製造業の用に供する施設	3
飲料製造業の用に供する施設	4
動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	4
動植物油脂製造業の用に供する施設	1
めん類製造業の用に供する施設	0
パルプ・紙又は紙加工品製造業の用に供する施設	28
無機顔料製造業の用に供する施設	6
生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	4
砕石業の用に供する施設	3
砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	4
石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設	1
水道施設	13
旅館業の用に供する施設	24
洗たく業の用に供する施設	0
自動式車両洗浄施設	5
産業廃棄物処理施設	0
し尿処理施設	4
下水道終末処理施設	2
特定事業場から排水される水の処理施設	19
施設合計	178
事業所数	54

## 2 河川・湖沼

白老町では、令和3年度に河川水等の水質調査を、河川で11ヶ所、湖沼で2ヶ所行っています。その内、白老川と倶多楽湖では環境基準の類型指定がされています。

### 令和3年度 河川水等水質測定結果

※ 表内の着色箇所は基準値超過等の部分

(生活環境項目)

(数値が2段あるものは2回以上測定実施。上段：最小値、下段：最大値)

測定地点	測定物質	類型	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	pH	大腸菌群数 (MNP/100ml)
環境基準	河川AA		1以下		25以下	7.5以上	6.5~8.5	50以下
	河川A		2以下		25以下	7.5以上	6.5~8.5	1,000以下
	湖沼AA			1以下	1以下	7.5以上	6.5~8.5	50以下
社台川(国道橋)		指定なし	0.7	1.4	2.0	8.4	6.8	210
ヨコスト川(1号通り橋)		指定なし	1.3	4.5	6.0	12.7	7.5	2,800
白老川(森野橋)		河川AA	ND	ND	2.0	13.2	4.0	7.8
白老川(御料地橋)		河川A	ND	ND	1.0	10.1	7.2	11
			ND	1.0	4.0	13.4	7.8	350
白老川(白老橋)		河川A	0.5	0.5	4.0	8.9	7.1	170
			1.3	2.5	6.0	13.3	7.6	700
旧日鉄鉱山湧水(鉱口)		指定なし	ND	0.5	6.0	10.5	3.6	2,800
敷生川(国道橋)		指定なし	ND	0.8	ND	9.1	6.7	49
			0.6	0.9	1.0	13.0	7.6	540
ウヨロ川		指定なし	ND	0.8	3.0	13.3	7.8	470
ブウベツ川		指定なし	ND	4.4	57.0	12.8	7.5	210
飛生川(ブルブイ橋)		指定なし	0.5	0.9	ND	12.5	7.5	540
メップ川(国道橋)		指定なし	ND	ND	ND	12.5	7.4	330
アヨロ川(国道橋)		指定なし	0.8	1.4	1.0	8.9	6.8	690
			1.5	1.7	2.0	10.4	7.5	1,100
フシコベツ川(ひだまり橋)		指定なし	1.0	6.1	4.0	10.4	7.4	810
ポロト湖(湖心)		指定なし	1.2	3.8	1.0	9.3	7.6	210
倶多楽湖(湖心)		湖沼AA	1.6	0.5	ND	8.2	7.1	11

(健康項目)

測定地点	有害物質	カドミウム (mg/l)	シアン (mg/l)	鉛 (mg/l)	六価クロム (mg/l)	砒素 (mg/l)	総水銀 (mg/l)	アルキル水銀 (mg/l)	PCB (mg/l)
環境基準		<0.01	検出されないこと	<0.01	<0.05	<0.01	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと
社台川(国道橋)		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
白老川(御料地橋)		ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND
白老川(白老橋)		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
敷生川(国道橋)		ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND
アヨロ川(国道橋)		ND	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	ND
ポロト湖(湖心)		ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND
倶多楽湖(湖心)		ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND

- (1) 測定結果は、白老町(北海道公共用水域水質測定計画調査含む)による測定調査
- (2) 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- (3) 「<」の付いた数値は、それぞれの測定値が定量下限を下回っていることを示します。

類型指定されている河川・湖沼におけるBOD（COD）の過去5年間の基準達成状況

水系名	類 型	BOD（COD）の基準達成の判定（○：達成、×：未達成）				
		H28	H29	H30	R1	R2
白老川上流	河川AA	○	○	○	○	○
白老川下流	河川A	○	○	○	○	○
倶多楽湖	湖沼AA	○	○	○	○	×

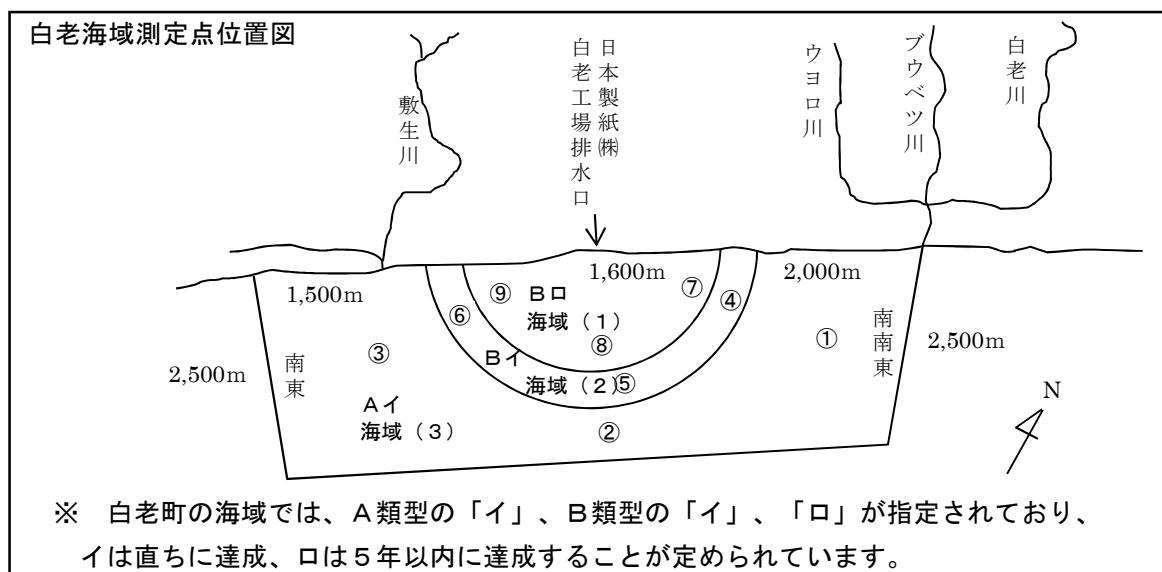
※ 環境省公表データ（公共用水域水質測定結果）より

▽ 水質の用語

BOD（生物学的酸素要求量）	水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解されるときに必要なとされる酸素量のこと。河川の汚濁状況の指標となるもので、この数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。
COD（化学的酸素要求量）	水中の汚濁物質（主として有機物）を化学的に酸化する時に消費される酸化剤の量をそれに相当する酸素の量で表したもので、この数値が大きいほど水は汚濁されていることを示します。
SS（浮遊物質）	水中に浮遊している小粒状の懸濁性の物質で、水をガラス繊維ろ紙でろ過した時、ろ紙に残留するものです。
DO（溶存酸素量）	水中に溶けている酸素量のこと。河川等の水質が有機物で汚染されると微生物作用により有機物が分解し、溶存酸素が消費され、この結果、溶存酸素が不足して魚介類の存在が脅かされる、きれいな水ほど酸素は多く含まれています。
pH（水素イオン濃度指数）	酸性、アルカリ性の度合いを示す水溶液中の値を指す物理量のこと。pH=7の場合で中性。pHが小さくなればなるほど酸性が強く、逆に大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

### 3 海 域

白老町の海域は、図のとおり類型指定されており、令和2年度には（１）、（２）、（３）の３ヶ所で水質調査を行っています。



※ 北海道公共用水域水質測定計画調査図より

#### 令和2年度 海域水質測定結果 (生活環境項目)

※ 表内の着色箇所は基準値超過等の部分  
(上段：表層、下段：水深2m、最小値～最大値)

測定地点	類 型	pH	DO	COD	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物
		(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(MPN/100mL)	(mg/l)
環境基準	A類型	7.8~8.3	7.5以上	2以下	1,000以下	検出されないこと
	B類型	7.8~8.3	5.0以上	3以下	—	—
白老海域 (1)	B類型	7.9 8.2	7.7 9.9	1.2 2.5	—	<0.5
		7.9 8.2	7.8 9.8	1.1 2.4	—	—
白老海域 (2)	B類型	7.9 8.2	7.9 9.8	1.1 2.1	—	<0.5
		7.9 8.2	7.8 9.6	0.8 2.5	—	—
白老海域 (3)	A類型	7.8~8.2	7.9~9.6	1.0~2.1	<0	<0.5
		7.9~8.2	7.8~9.4	0.9~2.0		

※ 調査事業主体：北海道

#### 類型指定されている海域におけるCODの過去5年間の基準達成状況

水系名	類 型	CODの基準達成の判定 (○：達成、×：未達成)				
		H28	H29	H30	R1	R2
白老海域 (1)	海域B	○	○	○	○	○
白老海域 (2)	海域B	○	○	○	○	○
白老海域 (3)	海域A	○	○	○	○	○

※ 環境省公表データ (公共用水域水質測定結果) より



#### 4 地下水

町内飛生地区では過去に牧草地への過剰な施肥や、不適切な生活排水により地下水が汚染されたことから、継続して地下水の検査を実施しています。令和3年度に白老町が実施した地下水水質検査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の値が基準を超えた井戸は0箇所となっております。

地下水水質検査結果（飛生地区）

（単位：基準値を超過している箇所数）

	水質基準	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	備 考
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性 窒 素	10mg/l 以下	4	3	3	0	2	1	0	0	0	
大腸菌	不検出	2	0	1	1	1	2	3	5	3	

#### 5 ゴルフ場排水

「ゴルフ場の農薬等使用に関する環境保全指導要綱」に基づき、事業者は毎年ゴルフ場からの排水調査を行っており、その結果が町に報告されていますが、各項目とも排出基準を超過していません。

### 第3節 騒音・振動

騒音とは、一般に大きな音や不快な音など、日常生活を快適に過ごす上で支障となる音のことで人の感覚に直接影響を与え、感覚公害とも呼ばれていますが、騒音の影響は音の大きさだけでなく、その人の音に対する感受性や、その時の心理的な要因により大きく左右されると言われています。

最近では、工場や事業場からの騒音ばかりではなく、住宅の過密化や生活様式の多様化により、隣近所からの騒音の苦情もあり、住民一人ひとりの周囲の環境に対する思いやりが必要です。

振動については、工場・事業場、建設作業や道路交通車両などから発生する地盤振動が家屋に伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるもので、その発生源が騒音と同じことが多く、騒音とともに発生することが多くなっています。

白老町では、昭和48年に騒音規制法に基づく騒音規制地域の指定、昭和56年には振動規制法に基づく振動規制地域の指定を受けており、これらの規制指導を行なっております。

#### 1 法・道条例による特定施設の届出状況（令和4年3月31日現在）

##### (1) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

特定施設の種類		施設数
金属加工機械	圧延機械	0
	製管機械	0
	ベンディングマシン	0
	液圧プレス	2
	機械プレス	0
	せん断機	1
	鍛造機	1
	ワイヤーフォーミングマシン	0
	ブラスト	0
	タンブラー	0
空気圧縮機及び送風機、外調機、排煙機		366
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		1
織機		0
建設用資材製造機	コンクリートプラント	1
	アスファルトプラント	0
穀物用製粉機		0
木材加工機械	ドラムバーカー	2
	チップパー	5
	碎木機	0
	帯のこ盤	11
	丸のこ盤	2
	かな盤	7
抄紙機		4

印刷機械		5
合成樹脂用射出成形機		0
鋳造型機		0
騒音規制法に基づく特定施設の施設合計		408
騒音規制法に基づく特定施設の事業所数		19

(2) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

特定施設の種類		施設数
金属加工機械	液圧プレス	0
	機械プレス	0
	せん断機	1
	鍛造機	1
	ワイヤーフォーミングマシン	0
圧縮機、送風機及び排煙機		49
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		1
織機		0
コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		0
木材加工機械	ドラムバーカー	3
	チップパー	6
印刷機械		5
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		0
合成樹脂用射出成形機		0
鋳造型機		0
振動規制法に基づく特定施設の施設合計		66
振動規制法に基づく特定施設の事業所数		12

(3) 北海道公害防止条例に基づく届出状況

① 騒音発生施設

特定施設の種類		施設数
金属加工の用に供する施設	圧延機械	0
	製管機械	0
	ベンディングマシン	0
	液圧プレス	1
	機械プレス	0
	せん断機	1
	鍛造機	0
空気圧縮機及び送風機		12
窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		46

建設用資材の製造の用に供する施設	コンクリートプラント	3
	バッチャートプラント	1
穀物用製粉機		0
木材の加工の用に供する施設	ドラムパーカー	6
	チップパー	2
	碎木機	5
	帯のこ盤	2
	丸のこ盤	6
	かんな盤	2
抄紙機		0
印刷機械		3
合成樹脂用射出成形機		0
鋳造型機		0
北海道公害防止条例に基づく騒音発生特定施設合計		90
北海道公害防止条例に基づく騒音発生特定事業所数		14

## ② 振動発生施設

特定施設の種類の種類		施設数
金属の加工の用に供する施設	液圧プレス	1
	機械プレス	0
	せん断機	1
	鍛造機	0
	ワイヤーフォーミングマシン	0
圧縮機		5
遠心分離機		0
窯業製品又は土石製品の製造の用に供する破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		36
織機		0
コンクリート製品の製造の用に供する施設	コンクリートブロックマシン	0
	コンクリート管製造機	0
	コンクリート柱製造機	0
	コンクリートプラント	2
	バッチャープラント	2
木材加工の用に供する施設	ドラムパーカー	2
	チップパー	2
印刷機械		0
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		0
合成樹脂用射出成型機		0
鋳造型機		0
北海道公害防止条例に基づく振動発生特定施設合計		51
北海道公害防止条例に基づく振動発生特定事業所数		12

## 2 自動車騒音測定結果

白老町では、自動車騒音についての実態を把握するため、国道36号沿線で毎年同時期に測定を行っています。

測定結果は、H29年以外は環境基準を超過している状況にあります。



国道36号沿道自動車交通騒音測定結果

区分	基準	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
昼間	環境基準：70	73	71	71	71	71	70	70	69	70	70	70	70
	要請限度：75												
夜間	環境基準：65	70	67	66	66	66	66	68	65	69	67	66	64
	要請限度：70												

1. 測定地点 白老町高砂町4丁目436-70

2. 車線数 4車線

3. 制限速度 60km/h

4. 数値 等価騒音レベル (LAeq)

(1) 等価騒音レベル： 騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化する場合に、一定時間内で変動する騒音をエネルギー量としてとらえ、その騒音エネルギーを時間平均したもの

(2) 要 請 限 度： 市町村長が、自動車騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、公安委員会に対し改善などを要請する際の基準

### 3 環境騒音測定結果

白老町では環境騒音測定を町内20地点において、定期的に測定を行っております。

環境騒音測定結果

(単位：dB)

地 区	測定地点	地域 類型	環境 基準	H22～H28	H29	H30	R1	R2	R3	
社 台	旧社台小学校	B	70	53.5 ～ 63.4	71.1	53.9	55.0	63.3	64.4	
	旧黒田商店	B	65	45.0 ～ 52.4	49.4	52.7	51.8	54.9	54.9	
白 老	末広町3丁目	末広公園	A	60	41.4 ～ 51.6	46.4	51.5	45.4	53.7	48.7
	日の出町3丁目	さくら幼稚園	A	60	50.7 ～ 58.7	57.2	53.4	54.0	57.0	54.4
	川沿2丁目	美園児童公園	A	60	45.1 ～ 52.5	44.6	56.6	48.9	53.8	53.9
	大町3丁目	道銀白老支店	C	65	46.1 ～ 56.2	52.2	48.5	58.2	58.9	55.0
	本町1丁目	総合体育館	B	65	45.7 ～ 61.6	51.0	47.8	50.5	56.2	57.2
	川沿4丁目	白老交通	A	60	45.6 ～ 55.0	56.7	55.3	59.0	54.5	53.7
	高砂町2丁目	白老生活館	B	65	40.4 ～ 55.0	50.7	49.3	48.8	55.6	51.1
	高砂町3丁目	旧前田自工	C	65	46.1 ～ 58.4	59.5	49.5	52.1	55.0	57.6
萩 野	萩野駅	C	65	46.9 ～ 61.8	63.7	55.9	48.8	54.2	53.2	
	白翔中学校	A	60	47.4 ～ 55.2	54.1	49.6	49.7	54.7	53.5	
	はまなす保育園	B	65	45.5 ～ 59.7	52.7	52.4	51.5	53.2	56.7	
北 吉 原	北吉原生活館	B	65	49.0 ～ 56.2	50.4	58.5	46.3	51.9	54.7	
	北吉原児童公園	C	65	48.3 ～ 55.8	57.7	55.3	53.9	55.0	53.8	
	北吉原運動公園	B	70	50.9 ～ 59.1	56.6	61.8	56.5	54.7	51.6	
竹 浦	竹浦小学校	A	60	45.2 ～ 52.7	49.8	54.4	55.4	53.1	54.9	
	竹浦駅	B	65	50.7 ～ 56.7	59.9	57.0	66.9	55.7	57.5	
虎 杖 浜	虎杖小学校	B	65	45.4 ～ 53.0	49.4	56.5	49.0	57.0	52.0	
	旧虎杖浜漁協	B	65	50.7 ～ 62.1	57.1	60.3	59.3	59.5	56.5	

※ 平成22年度については、測定機器の故障のため未実施

- (1) 値は全て等価騒音レベル (Leq)
- (2) 地域類型 A：専ら住居の用に供される地域  
B：主として住居の用に供される地域  
C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- (3) 記載の環境基準は時間の区分を昼間とし、測定場所の現況に応じ、「道路に面する地域」または、それ以外の地域の基準値を適用する。
- (4) 旧社台小学校及び北吉原運動公園は「幹線交通を担う道路に近接する空間」の基準値を適用する。
- (5) 上記(3)・(4)の基準については、P26「騒音に係る環境基準」を参照のこと

## 第4節 悪 臭

悪臭とは、事業活動や人の活動に伴って発生する臭気のこと、日常生活に好ましくない影響を与えるような臭いのことをいいます。

### 1 道条例による特定施設の届出状況（令和4年3月31日現在）

#### (1) 北海道公害防止条例に基づく届出状況

##### 悪臭発生施設

特定施設の種類		施設数	
1	動物の飼養又は収容の用に供する施設	飼料施設	51
		し尿施設	9
	肥料の製造の用に供する鶏ふん乾燥施設		3
2	てん菜糖の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設		0
3	飼料又は肥料の製造の用に供する原料置場、蒸解施設、分離施設、濃縮混合施設及び乾燥施設		1
4	でん粉の製造の用に供する廃液貯りゅう沈でん施設		0
5	パルプ、紙又は紙加工品の製造の用に供する蒸解施設、薬液回収施設及び廃液貯りゅう沈でん施設		13
6	ゴム製品の製造の用に供する熱処理施設及び焼却施設		0
北海道公害防止条例に基づく悪臭発生特定施設合計			77
北海道公害防止条例に基づく悪臭発生特定事業所数			6

## 2 悪臭測定調査結果

白老町では、毎年5事業所で悪臭測定調査を定期的を実施しています。この10年間では規制基準以下で推移しております。

悪臭物質測定結果

(単位：ppm)

測定施設	項目	基準	H22～H28	H29	H30	R1	R2	R3
紙パルプ製造用施設 ※北海道公害防止条例に基づく特定施設 →年2回測定	硫化水素	0.02	0.0014 ～ 0.0140	0.0120	0.0086	0.0092	0.0006	0.0160
	メチルメルカプタン	0.002	0.0007 ～ 0.0017	<0.0005	0.0009	0.0009	<0.0005	<0.0005
	硫化メチル	0.01	0.0013 ～ 0.0058	0.0024	0.0030	0.0085	0.0034	0.0087
	二硫化メチル	0.009	0.0005 ～ 0.0008	<0.0005	0.0026	0.0011	<0.0005	<0.0005
動物の等施設 ※測定値は3施設の最高値 →年1～2回測定	硫化水素	0.02	0.0009 ～ 0.0070	0.0093	0.0046	<0.0005	0.0034	0.0030
	アンモニア	1	<0.1000 ～ 0.3000	0.2000	0.1000	0.1000	0.6000	0.4000
	トリメチルアミン	0.005	<0.0005 ～ <0.0005	<0.0005	0.0021	0.0032	<0.0005	<0.0005
	プロピオン酸	0.03	0.0005 ～ 0.0015	0.0006	0.0012	0.0006	0.0016	0.0009
	ノルマル酪酸	0.001	0.0006 ～ 0.0018	<0.0005	0.0013	0.0011	<0.0005	0.0007
	ノルマル吉草酸	0.0009	<0.0005 ～ <0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	イソ吉草酸	0.001	<0.0005 ～ <0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
飼料又は肥料の用に供する施設 →年1回測定	硫化水素	0.02	0.0007 ～ 0.0022	0.0010	0.0006	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	メチルメルカプタン	0.002	<0.0005 ～ <0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	硫化メチル	0.01	<0.0005 ～ <0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	二硫化メチル	0.009	<0.0005 ～ <0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アンモニア	1	0.2000 ～ 0.2000	<0.1000	0.2000	0.3000	<0.1000	0.3000
	トリメチルアミン	0.005	<0.0005 ～ <0.0005	<0.0005	0.0005	0.0045	<0.0005	<0.0005
	アセトアルデヒド	0.05	0.0010 ～ 0.0099	0.0075	0.0002	0.0055	0.0024	<0.0005
	スチレン	0.4	<0.0500 ～ <0.0500	<0.0500	<0.0500	<0.0500	<0.0500	<0.0500

※ 測定値については年間最大値を採用、着色部の数値は規制基準を超えた値



## 第5節 ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、廃棄物の焼却や化学物質製造の過程などで非意図的に生成され、人に対する発がん性や催奇形性があるとされています。

### 1 法による特定施設の届出状況（令和4年3月31日現在）

#### (1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（大気排出基準適用）の届出状況

特定施設の種類	施設数
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	0
製鋼の用に供する電気炉	0
亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	0
アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	0
廃棄物焼却炉	3
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の施設合計	3
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の事業所数	2

#### (2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（水質排出基準適用）の届出状況

特定施設の種類	施設数
パルプ製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	3
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	0
硫酸カリウム製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0
アルミナ繊維製造の用に供する廃ガス洗浄施設	0
塩素又は塩素化合物による担体付き触媒製造用焼成炉の用廃ガス洗浄施設	0
塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設	0
塩化ニトロシルによるカプロラクタム製造施設(硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設)	0
クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設(水洗施設、廃ガス洗浄施設)	0
四クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設(ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設)	0
二・三・ジクロロ-四・ナフトキノン製造施設(ろ過施設、廃ガス洗浄施設)	0
ジオキサジンバイオレット製造施設(ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設)	0
アルミニウム又はその合金製造用焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉のガス処理施設(廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設)	0
担体付き触媒からの金属回収施設(ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設)	0
別表第一第五号の廃棄物焼却炉のガス処理施設(廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設)及び当該廃棄物の灰の貯留施設で汚水又は廃液を排出するもの	0
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設	0
フロン類の破壊施設(プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設)	0
下水道終末処理施設	0
第一号から第十七号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	0
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の施設合計	3
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の事業所数	1

## 第6節 公害防止協定

白老町では、地域住民の健康の保護と環境保全の確保を目的として、事業活動によって生じる公害を未然に防止するため、次の会社と公害防止協定を締結しています。

- ・ 日本製紙 株式会社
- ・ 株式会社 白老油脂
- ・ 株式会社 ケイホク
- ・ 株式会社 マルトラ
- ・ 株式会社 グランファーム
- ・ 株式会社 徳寿ファーム
- ・ 有限会社 胆振協同ミール
- ・ 株式会社 敷島ファーム
- ・ 毛笠コンクリート 株式会社
- ・ 共信建設 株式会社
- ・ 株式会社 希松

### 1 公害防止協定に基づく測定結果

(公害防止の協定値を定めている事業所……… 日本製紙株式会社白老工場)

(大気測定結果)

物質名	単位	協定値	測定値(最大値)
いおう酸化物	m <sup>3</sup> N/時	400以下	63.58
窒素酸化物	m <sup>3</sup> N/時	140以下	80.5
ばいじん	kg/時	160以下	43.7

(水質測定結果)

物質名	単位	協定値		測定値	
		最大	日間平均	最大	日間平均
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	160以下	120以下	96	85
浮遊物質(SS)	mg/l	90	70以下	33	27
水素イオン濃度(pH)		5.8 ~ 8.6		6.5~7.8	
ダイオキシン類	Pg-TEQ/l	10以下		0.046	
排水量	m <sup>3</sup> /日	280,000以下		161,025	

(臭気測定結果)

物質名	単位	協定値	測定値(最大値)
硫化水素	ppm	0.020以下	0.0064
メチルメルカプタン	ppm	0.002以下	不検出
硫化メチル	ppm	0.010以下	0.0011
二硫化メチル	ppm	0.009以下	不検出

(騒音測定結果)

時刻	単位	協定値	測定値(最大値)
朝 6:00 ~ 8:00	dB(A)	65以下	57.0
夕 19:00 ~ 22:00			
昼間 8:00 ~ 19:00	dB(A)	70以下	57.0
夜間 22:00 ~ 6:00	dB(A)	60以下	55.0

## 第7節 公害苦情の現況

### 1 苦情対応の現状

令和3年度における公害苦情件数は5件で、野焼きによるものが4件と悪臭（家畜糞尿処理）によるものが1件です。

大気汚染の苦情の大半の原因は、野外で行われる廃棄物の焼却によるもので、悪臭も伴った苦情がほとんどです。

平成13年4月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、法の処理基準に従って行う場合や、風俗習慣上又は宗教上必要な焼却、農林水産業を営むために必要な焼却の場合を除いて、原則として全ての廃棄物は焼却できないことになりました。

このことから町では、広報誌などで定期的に屋外でのごみ焼却の禁止を呼びかけるほか、パトロールや通報などで発見した場合、また、苦情情報が寄せられた場合においても速やかな現場調査を実施のうえ原因の究明に当たり、原因が明らかな場合には、その原因者に対して関係法令に基づく指導等を行っています。

令和3年度 公害苦情の種類別件数

公害の種類	件数（件）	苦情内容
大気汚染	4	野焼き
水質汚濁	0	
土壌汚染	0	
騒音・振動	0	
悪臭	1	家畜糞尿
計	5	

### 第3章 自然環境保全の現況

#### 第1節 地域や記念保護樹木の指定

##### 1 優れた自然地域・身近な自然地域

白老町内には、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、北海道が定める自然環境保全地域の指定地はありません。

しかし、平成元年に北海道が策定した「北海道自然環境保全指針」の中では「すぐれた自然地域」として天然林・水鳥類飛来地・湿原・良好な天然湖沼を有するポロト湖周辺（ヨコスト湿原を含む）が指定されており、「身近な自然地域」として、ヨコスト湿原をはじめ15ヶ所が指定されています。

特に「身近な自然地域」は、市街地周辺に残された貴重な自然が残っている場所であり、今後も関係者の理解と協力を得ながら保全を図ることが必要です。

##### 身近な自然地域

・アヨロ・ボンアヨロ海岸	・アートコミュニティ	・旧白老墓地跡	・日の出雑木林
・メップ川流域	・敷生川河川敷	・白老八幡神社境内	・ヨコスト湿原
・竹浦の砂浜	・旧大昭和公園	・仙台藩陣屋跡	・社台の砂浜
・手塚の沼	・白老川河川敷	・御料地橋の川原	

##### 2 記念保護樹木

白老八幡神社境内の「誉の水松」（イチイ）は、銘木として選ばれ、北海道自然環境等保全条例に基づき、昭和47年3月1日に記念保護樹木の指定を受けています。

#### 第2節 野生鳥獣保護の現況

##### 1 鳥獣保護区及び銃猟禁止区域

白老町内では、野生鳥獣の保護及び繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、北海道が「鳥獣保護区」3箇所を指定しています。

また、特に銃器による狩猟を禁止する「銃猟禁止区域」を1箇所指定しています。

##### 鳥獣保護区及び銃猟禁止区域

名 称	面 積	存 続 期 間
白老王子鳥獣保護区	540 ha	平成26年10月1日～令和16年9月30日
ポロト鳥獣保護区	397 ha	平成16年10月1日～令和6年9月30日
倶多楽湖鳥獣保護区	799 ha	平成23年10月1日～令和13年9月30日
ヨコスト湿原特定猟具使用禁止区域	44 ha	令和2年10月1日～令和12年9月30日

##### 2 鳥獣保護の状況

白老町では、鳥獣保護員と連携して傷病鳥獣の保護（収容）を行っています。

##### 傷病鳥獣保護（収容）状況

区 分	鳥 類	獣 類	計	備 考
令和3年度	0	0 (0)	0 (0)	( ) は回復し放鳥・放獣した数

## 環境基準（参考資料）

### 1 大気汚染に係る環境基準（抜粋）

物質	環境上の条件
二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値0.20ppm以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	<p>1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p>

### 2 水質汚濁に係る環境基準（白老町関係分）

#### （1）人の健康の保護に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	四塩化炭素	0.002mg/l以下	チウラム	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	シマジン	0.003mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	セレン	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	ふっ素	0.8mg/L以下
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	ほう素	1mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259と亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>				

(2) 環境の保全に係る環境基準 (抜粋)

ア. 河川

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及び類型B 以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
備 考 基準値は日間平均値とする。						

イ. 湖沼

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要求 量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
備 考 基準値は日間平均値とする。						

ウ. 海域

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素要求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	大腸菌群数
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	検出され ないこと	1,000MPN/100mL 以下
B	水産2級 工業用水及び類 型C以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5.0mg/L以上	検出され ないこと	—
備 考 基準値は日間平均値とする。						

3 騒音に係る環境基準（平成11年4月1日 北海道告示第532号）

（単位：dB）

区分	類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線数	昼間	夜間
				6時～22時	22時～6時
一般地域	A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	/	55dB以下	45dB以下
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）			
	C	第3種区域及び第4種区域		60dB以下	50dB以下
道路に面する地域	A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60dB以下	55dB以下
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65dB以下	60dB以下
	C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

注) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間

昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
70dB以下	65dB以下
(備考) 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

- 注) 1 基準値は、等価騒音レベル（Leq）
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
- 5 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）で次のとおり定められています。
- (1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）等
- (2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。
- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
  - ・ 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

#### 4 悪臭防止法に係る規制基準（抜粋）

(1) 敷地境界線における悪臭物質規制基準

(単位：ppm)

区域区分 特定悪臭物質	臭いの特徴	A区域	B区域
アンモニア	し尿のような臭い	1	2
メチルメルカプタン	腐ったタマネギのような臭い	0.00200	0.00400
硫化水素	腐った卵のような臭い	0.02000	0.06000
硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	0.01000	0.05000
二硫化メチル		0.00900	0.03000
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	0.00500	0.02000
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	0.05000	0.10000
プロピオンアルデヒド	刺激性的な甘酸っぱい焦げた臭い	0.05000	0.10000
ノルマルブチルアルデヒド		0.00900	0.03000
イソブチルアルデヒド		0.02000	0.07000
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	0.00900	0.02000
イソバレルアルデヒド		0.00300	0.00600
イソブタノール	刺激性的な発酵した臭い	0.90000	4
酢酸エチル	刺激性的なシンナーのような臭い	3	7
メチルイソブチルケトン		1	3
トルエン	ガソリンのような臭い	10	30
スチレン	都市ガスのような臭い	0.40000	0.80000
キシレン	ガソリンのような臭い	1	2
プロピオン酸	刺激性的な酸っぱい臭い	0.03000	0.07000
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	0.00100	0.00200
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	0.00090	0.00200
イソ吉草酸		0.00100	0.00400

A区域： B区域以外の区域

B区域： 農業振興地域



令和4年度版

## 白老町環境白書

令和5年1月発行

編集発行 白老町 生活環境課

〒059-0995

白老郡白老町大町1丁目1番1号

TEL 0144-82-2265

FAX 0144-82-4391

E-mail [seikatu@town.shiraoi.lg.jp](mailto:seikatu@town.shiraoi.lg.jp)